Labor　Management　2025年12月号 VOL.435

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR
〒530-0004　大阪市北区堂島浜1-1-8
堂島パークビル3階
tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

同一労働同一賃金ガイドライン見直し(案)の概要

令和7年11月21日、第27回労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会が開催され、同一労働同一賃金ガイドライン見直し案が示されました。

主要な改正ポイント

賃金決定基準・ルールの明確化

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の待遇決定基準・ルールの相違について、主観的・抽象的な説明では不十分であり、客観的・具体的な実態に照らした説明が必要であることが明記されました。

定年後継続雇用者の取扱い

定年後に継続雇用された有期雇用労働者も短時間・有期雇用労働法の適用を受けることが明確化され、定年到達のみをもって待遇差が正当化されるものではないことが示されました。

「その他の事情」の具体化

職務の成果、能力、経験、労使慣行、労使交渉の経緯などが「その他の事情」として想定されることが明示され、説明義務の不履行や労働者の意向を考慮しない一方的な決定も考慮要素となることが追記されました。

「正社員人材確保論」の限界

「通常の労働者としての職務を遂行しうる人材の確保及びその定着を図る」という目的のみでは、待遇差が不合理ではないと当然に認められるものではないことが明確化されました。

各待遇項目の主な変更点

【賞与】
労務の対価の後払い、功労報償、生活費の補助、労働意欲の向上など様々な性質・目的が含まれうることが明記され、これらが妥当する場合に均衡のとれた内容を支給しない場合は不合理と認められうることが追記されました。

【退職手当(新設)】
賞与と同様に、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な性質・目的が含まれうることが明記され、独立した項目として重要性が強調されています。

【無事故手当(新設)】
ハマキョウレックス事件最高裁判決を踏まえ、通常の労働者と業務内容が同一の短時間・有期雇用労働者には同一の無事故手当を支給しなければならないことが明記されました。

【家族手当(新設)】
日本郵便(大阪)事件最高裁判決を踏まえ、相応に継続的な勤務が見込まれる短時間・有期雇用労働者には同一の家族手当を支給しなければならないことが追記されました。配偶者手当の見直しについても言及されています。

【住宅手当(新設)】
ハマキョウレックス事件最高裁判決等を踏まえ、転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給される住宅手当について、同一の変更がある場合は同一の手当を支給しなければならないことが明記されました。

【病気休職】
日本郵便(東京)事件最高裁判決を踏まえ、病気休職期間中の給与の保障について、相応に継続的な勤務が見込まれる短時間・有期雇用労働者には同一の保障を行わなければならないことが追記されました。

【夏季冬季休暇(新設)】
日本郵便(佐賀)事件最高裁判決を踏まえ、繁忙期に限定された短期間の勤務ではない有期雇用労働者には同一の夏季冬季休暇を付与しなければならないことが明記されました。

【褒賞(新設)】
メトロコマース事件高裁判決を踏まえ、一定期間勤続した労働者に付与する褒賞について、同一期間勤続した短時間・有期雇用労働者には同一の褒賞を付与しなければならないことが追記されました。

【福利厚生施設の利用条件】
福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)について、利用そのものだけでなく、利用料金・割引率等の利用条件についても短時間・有期雇用労働法第8条の適用を受けることが明確化されました。職務の内容等を考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないことが追記されています。

無期雇用フルタイム労働者について、新たに第6が設けられました。

所定労働時間が通常の労働者と同一であり、かつ、事業主と期間の定めのない労働契約を締結している労働者等

第27回労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会

特定社会保険労務士　中島康之